

の風習であるから、婚姻の届出より前に結婚式を舉行するのを法律を以て禁ずることは到底不可能である。

一四

内縁の妻は法律上の妻でないから、法律上の妻としての権利利益を享け得ない。此の法律上の権利利益と云ふのは民法上の権利利益に止まらないのは勿論であつて、例へば遺族として扶助料を受くる如きもこれである。文官及び軍人の遺族扶助法には、扶助を受くべき者の随一として「寡婦」とある所から、此の所謂「寡婦」中には内縁の妻をも含むと云ふ論があつたとか聞いたが、現行民法實施後の問題としては、法律上の妻に限ると解釋するのが當然である。昨年より實施の工場法令に於ては、第一順位の遺族扶助料受領者は「配偶者」と明言して居り、これが法律上の夫又は妻を意味するものであることは疑ひない。即ち戦死軍人死亡職工の内縁の妻は遺族扶助料を受け得ないのであつて、個々の場合に付ては或は氣の毒な事情もあらうが、容易に爲し得べき法律上の手續を爲し

置かざりし報ひで如何とも致方がない。而して個々の場合の情實に捉はれずして此の當然の解釋を固執し、内縁の妻には遺族扶助料其他妻としての利益を享けさせないことを勵行するのが、内縁夫婦關係の不當不利を感じて婚姻届の欲くべからざるを悟らしむる手段となり、内縁の妻の弊風杜絶に多少の効果があらうと思ふ。即ち我輩は工場法實施の副産物として、労働者階級の婚姻關係改善の良果を生せんことを期待し、工場監督官、工場主等が此機會に男女職工に對し、婚姻届出の欲くべからざる所以を充分説法せられんことを希望する。

一五

近時婚姻豫約の違反に基く損害賠償の訴なるものが頻々起されて、不幸な女が不信な男からせめてもの慰籍料を得ることが出来る様になつたことは、新聞紙上で既に讀者の周知せらるゝ所と思ふ。婚姻豫約に法律上の效力を與ふべきか否かは頗る面白い問題であるが、我民法には全然婚姻豫約に關する規定がない。其規定がないことの利害は別問題として、現行民法は婚姻豫約に法律上

の効力を認めないものと解釋するのが先以て穩當であらうと思ふ。大審院も從來其意見で、婚姻豫約は法律上無効であつて、隨つて豫約者の一方が其約に反して婚姻を實現しなかつた場合にも相手方は之に對して損害賠償を請求し得ないと判決し來つた。然るに大審院は大正四年一月二十六日の判決に於て全然其主義を一變し、婚姻豫約は有効であつて、豫約者の一方が正當の理由なくして其約に違反し婚姻を爲すことを拒絶したる場合に於ては、其違約者は相手方が其約を信じたるが爲めに被りたる有形無形の損害を賠償する責任があると云ふ趣旨を明言した。隨つて其以後下級諸裁判所は此大審院判決の趣旨に従つて續々婚姻豫約の違反を理由とする損害賠償の請求を勝訴せしむるのである。

此大審院の新判例は其理由書の文面上から見ると一般的に婚姻豫約を有効と見たもの、様であるが、其事件の實際は或男と或女とが習慣上の婚禮式を舉行して事實上の婚姻關係を開始したにも拘らず、男が婚姻の届出を拒んで女を

入籍せしめず、結局女を振棄てた爲めに女から損害賠償を請求されたのであつて、其以後の各事件皆同様の場合である。即ち普通に所謂婚姻豫約とは少々趣を異にするのであつて、此種の判決の一例たる大正五年三月九日長野地方裁判所の判決の理由書中の一句に「原告むめト被告進一郎ハ大正元年十二月二十三日婚姻ノ式ヲ舉ゲ婚姻ノ豫約ヲ爲シ」と云ふ如きは、普通人が讀んだなら奇異の感を起すであらう。蓋し大審院始め諸裁判所は、婦人に届出が婚姻の要件であることの知識の乏しいのに、乘じて之を翻弄汚辱した不徳の男子を懲し、不幸の婦人に多少の救済を與へる目的で、慣習上の婚姻の儀式を婚姻豫約と牽強附會して斯う云ふ新判例を開いたのである。法律解釋論としては批難を免かれななければ、正に時弊に適中した裁判であつて、内縁の妻の弊風を矯正して婦人の利益を保護するに多少の實效があること、思ふ。

一六

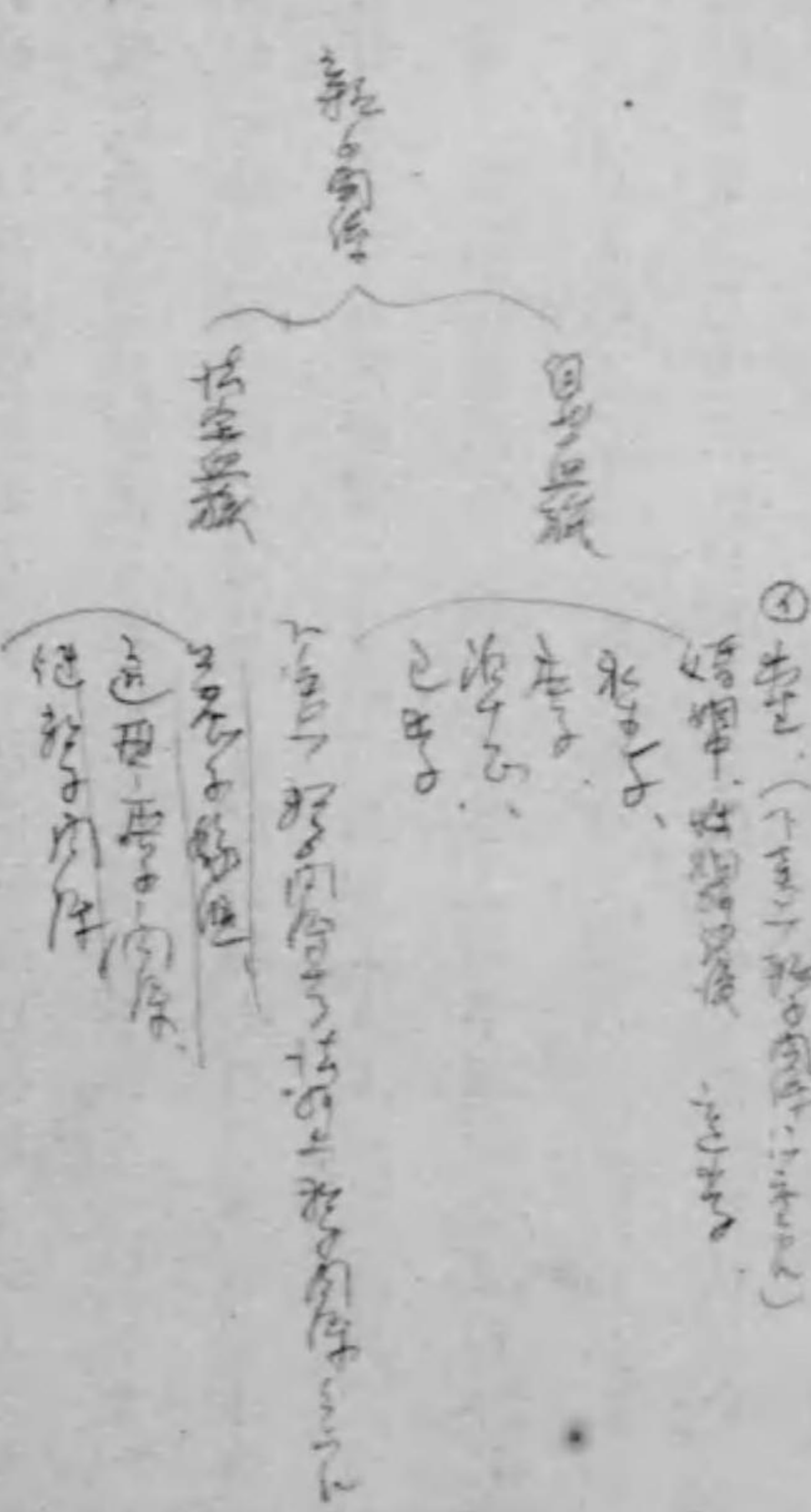
併しながら此等は畢竟枝葉を矯むる手段であつて、未だ内縁の妻の弊風の根

本を一掃するに足りぬ。此弊風の根本は結局法律の不知であつて、殊に婦人が婚姻届出の必要を知らずして自ら保護するに慎重ならざること存する。故に國民殊に婦人に今少しく法律的知識を授けて婚姻届出即ち婚姻なるの法理を充分會得せしむることが、此弊風の唯一根本的の矯正方法であることを確信する。通俗的法律教育は我國に於て最も必要にして最も不完全なる所である。従來の所謂知育德育體育は一個の人を造る教育である。「法育」なくんば國民を造ることは出来ぬ。國民の事實生活と法律生活を一致せしむることは出来ぬ。而して婚姻の法理は此の法育の最も重要な一項目であらねばならぬ。而して我輩は最後に事實婚法律婚不一致の弊風に對する一具體的救済案を提出したい。それは外でもないが婚姻の届出と婚禮の儀式とを同日に行ふと云ふ風習を作つてこれを流行させたいと云ふことである。前述の通り我國の法律上の結婚手續は極めて簡易であつて、殊に戸籍役場に自身出頭する必要がないのであるから、婚禮の當日届出をすると云ふことは何等面倒なことではな

いが、尙ほ戸籍吏側でも例へば婚姻届は特に日曜日でも祭日でも受附けると云ふ風に、此の同日届出を實行する便宜を計つて貰ひたいものである。もし此風習が一般に行はれる様になれば、法律上の手續を前日済ませて教會の儀式を翌日行ふと云ふ佛獨等の諸國の風習よりも一層理想的である。併しながら前述の通り我國では佛獨の如く法律上の手續の済まぬ中に宗教上の儀式を行つてはならぬと云ふことを法律命令で強制する譯には行かぬのであつて、結局知識階級が率先して此風習を造り出すのを待つ外はない。此に於て我輩が讀者諸君に希望する所は、願くば婚姻届が婚姻の絶對的要件なりと云ふ法律知識の普及に努められたきは勿論、自身又は子女近親の結婚に當つて同日届出主義を實行されたいことである。而して又媒酌人として他人の結婚を世話するに當つては届出が済んだことを見届けなくては媒酌人としての責任を完くしたものと云ひ得ない。結婚祝宴の席上で媒酌人は「萬事滞り無く相済みました」と挨拶する。併し我輩をして酷評せしむれば、多くの場合に於て未だ「萬事相済」んで

は居らない。萬事の中で一番肝心な婚姻届の一事が相済んで居ないのである。今後の媒酌人は『法律上の手續も本日相済みました』と婚禮の席上で披露する様にありたい。

要するに法律と社會とを調和し國民の事實生活と法律生活とを一致せしむるものは畢竟國民自身の法律的知識である。結局國民自身の違法的徳義心である。



大正六年八月十五日印刷
大正六年八月二十日發行
大正六年十二月廿五日三版



著者 東京市牛込區南町二番地 穂積重遠
 發行者 東京市神田區南神保町十六番地 岩波茂雄
 印刷者 東京市京橋區築地三丁目十一番地 野村宗十郎
 製本者 東京市日本橋區本町二丁目九番地 寺島藤次郎

發行所 大賣捌所

東京市神田區南神保町十六番地 岩波書店
 有斐閣 巖松堂 清水書店 東京堂
 北隆館 東海堂 日黒書店 至誠堂

(編輯法大憲製) 定價金壹圓拾錢(上製)
(本日の出版物は凡て定價與賣仕様)

東京帝國大學 鳩山秀夫氏著

菊版四百二十頁
正價 金貳圓

總ク一ス製
送料内地十二錢外國四
十六錢郵費二十錢

日本債權法

總論

版一十

本書は新進の民法學者として令名噴々たる鳩山帝大教授が東京帝國大學法學博士に於て爲したる講義を基礎として、大體法學科大學に於て爲したる講義を基礎として、て汎く學說、判例を參照して債權法總則の全部に亘り、平明なる解説を加へたるもの、内容充實、理義透徹、學理上及び實際上重要な一切の問題を網羅して餘蘊あるなし。

發行所 東京神田南神保町
岩波書店

電話本局五四二〇番
振替東二六二四〇番

東京帝國大學 穗積重遠著

菊判百八十五頁
定價 金八拾錢

上製定價
送付八錢

法理學大綱

第三版

新進の法學者として令名ある穗積教授が東京帝國大學法學博士に於ける法理學講座用として著述せるもの、實に本邦に於ける法理學教科書の嚆矢たり。僅々百八十餘頁中古今の法理學說を網羅論評し、結ぶに最新思想の發現たる自家の法理論を以てす。一讀法理の眞髓に到り得て徹底せる法律觀念を確立すべし。法律家のみならず哲學者社會學者其他一般讀者に取りても興味津々たるべきなり。

岩波書店刊行

東京帝國大學教授法學博士 鳩山秀夫著

日本債權法

(各論)

近刊

□營業科目——圖書出版——聖書販賣——新刊圖書雜誌販賣——古本賣買
○圖書出版部——其種類の何たるを問はず我國若くは世界の文化に永遠の寄與をなすと確信する最良の圖書のみを精査嚴選して出版可致候
○市内販賣部——舊來の弊風を斥け新本は勿論古本も正札販賣仕り候電話又は端書にて御注文被下ば出來得る限り迅速に御届可致候
○地方販賣部——誠實懇切を旨とし最も敏速に新古の圖書を御取次可仕候安心して御取引の出來る店たらんことを何よりも第一に小店の熱望いたし居る所に候御送金は安全にして便利なる振替を御利用被下度候(振替東京二六二四〇番)御照會は必ず往復はがき又は郵券封入に願度し

東京市神田區南神保町十六番地

岩波書店

電話本局五四二〇番・振替東京二六二四〇番

366
70

終

